



セカンドオピニオン

株式会社日本政策投資銀行

2026年1月9日

DBJ GRESB リンク・ローンフレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：石井 雅之

(私募 REIT 向けサステナビリティ・リンク・ローン)

格付投資情報センター(R&I)は、日本政策投資銀行が2026年1月に策定した「DBJ GRESB リンク・ローン フレームワーク」(以下、「本フレームワーク」)が、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。本フレームワークは日本政策投資銀行が自らの資金調達のためではなく取引先向けに取り扱う金融商品として策定している。

サステナビリティ・リンク・ローン原則(2025、LMA 等)

サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024、環境省)

■オピニオンの構成

1. 日本政策投資銀行の概要
2. 「DBJ GRESB リンク・ローン」フレームワーク推進に係る日本政策投資銀行のサステナビリティ方針
3. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について
 - (1)KPI の選定
 - (2)SPTs の設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証

1. 日本政策投資銀行の概要

日本政策投資銀行(DBJ)は、1951年設立の旧日本開発銀行と旧北海道東北開発公庫を前身とする日本政府全額出資の政府系金融機関。戦後の日本経済・社会の復興を目的に設立され、その後は高度経済成長や金融危機対応・震災復興等を支えるべく、時代の変化に対応し、大企業・中堅企業向けの、民間金融機関では対応が難しい長期間にわたるリスクマネーの供給を主たる業務とする。政府の成長戦略に沿って呼び水となる投融資を行うことで、民間金融機関の資金供給を促し、持続的な日本経済の成長に結び付けることを目指している。また、商工組合中央金庫とともに危機対応業務を責務と位置付けられている。大規模災害や経済の混乱など政府が危機対応の必要な事案と認定した際に資金を供給する役目を担う。

2. 本フレームワーク推進に係る日本政策投資銀行のサステナビリティ方針

■マテリアリティ(重要課題)、サステナビリティに関する取り組み方針

DBJグループのサステナビリティに関する取り組み方針は、持続可能な社会の実現に向けて投融資一体やコンサルティング・アドバイザー等のグループ力を生かしたビジネスモデルを通じ、経済価値と社会価値の両立を目指すものである。あわせて、ステークホルダーとの連携・協働を通じて価値創造プロセスの継続的な改善に努め、サステナビリティ経営の高度化を図りながら、創出価値の更なる拡大に向けた取り組みを推進する。

DBJグループのサステナビリティ経営に通底する「経済価値と社会価値の両立」という理念等を踏まえ、2030年時点における将来像としてDBJグループが描く「ビジョン2030※」を実現させるための経営上の重要課題をマテリアリティとして特定している。今後もステークホルダーとの対話の継続とともに、定期的なマテリアリティの見直しを行っていく。

※ 産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たします。

<マテリアリティ>

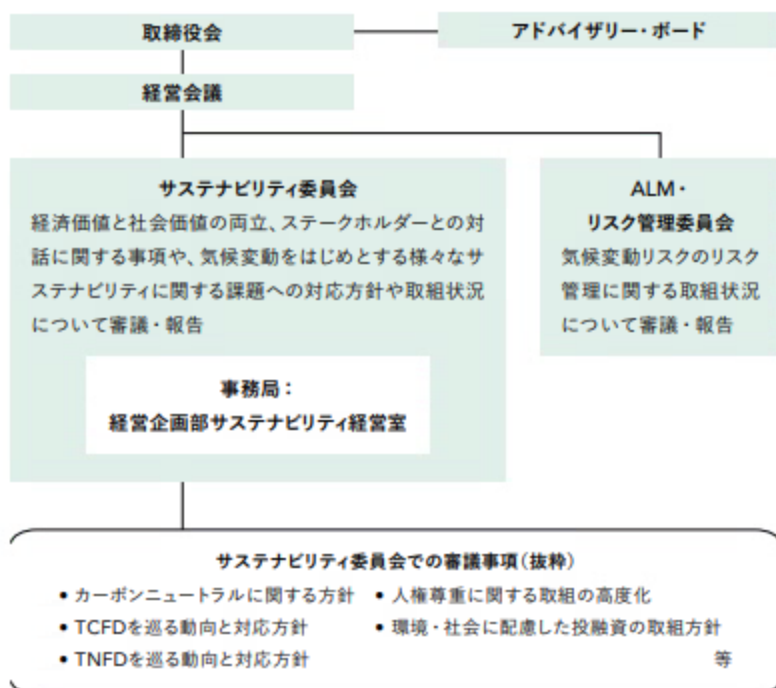
マテリアリティ(経営上の重要課題)		具体施策
 持続可能なインフラ形成	脱炭素に向けたトランジション 次世代に向けたインフラ構築	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー分野におけるトランジションと安定供給の両立に向けた投融資 水素・アンモニア等グリーンエネルギーの普及や次世代モビリティ等の社会実装 公共インフラ等の維持・更新に関する官民連携の推進 経済・社会活動を支える自然資本・生物多様性・循環経済をテーマにした取組
 産業の技術革新及び再編成	イノベーション推進を通じた日本の産業競争力強化 サプライチェーンの再編成	<ul style="list-style-type: none"> 新事業・事業再編・DXに向けた後押し、グローバル市場への水先案内 AI・ディープテック分野等のスタートアップ向け投資 ポストコロナ等を踏まえたサプライチェーン再構築 Society5.0投資等による経営サポート
 潜在力を活かした地域創生	地域の公正な移行 人口減少への対応	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーとの連携・協働による地域未来像の創造 脱炭素社会への公正な移行に向けた産業・地域の両観点からの提言・サポート インバウンド回復など観光等の交流人口増加の後押し 特色ある地域資源の発掘に向けたリスクマネー供給及びナレッジ提供
 金融分野の市場創造とセーフティネット	金融市場のフロンティア拡大 スタビライザー機能発揮	<ul style="list-style-type: none"> サステナブルファイナンス市場等の拡大 ベンチャーキャピタル等への投資拡大、新金融手法によるリスクマネー供給 民間金融機関等との協働による多様な投融資機会の提供 危機対応業務等のセーフティネット機能の発揮
 金融フロンティアに挑戦する人材育成	挑戦・協働の支援 職員の自己実現感向上	<ul style="list-style-type: none"> 職員やチーム単位での挑戦を支援する人事制度の実現 実践的なOJTと豊富な研修機会を通じた人材の育成 多様性を尊重し、職員の自立性・能動性が発揮できるような環境の整備
 リスクマネー供給に向けた経営基盤強化	リスク対応力の強化 仕事の進め方改革	<ul style="list-style-type: none"> 投資業務の強化に応じた体制の整備、投資管理の高度化 事業継続とサイバーセキュリティ態勢の整備・強化 不断の業務の見直し、デジタル化を活用した業務の高度化 グループ一体運営の強化

■ 取り組み体制(サステナビリティを推進するための委員会の組織構成など)

DBJでは、サステナビリティに関する課題への対応方針や取組状況について、サステナビリティ委員会等で経営陣が審議の上、必要な事項については経営会議にて審議・決定し、取締役会に報告する。事務局は経営企画部サステナビリティ経営室が担っており、行内外の情報の結節点となるほか、各種の施策を推進する。

さらに、社外有識者と社外取締役で構成される取締役会の諮問機関であるアドバイザリー・ボードにおいて、第5次中期経営計画におけるGRIT戦略(※後述記載)を含めた業務計画等の取組状況の報告を行うとともに、その審議内容を踏まえて業務計画やリスク管理の高度化への反映を行っている。

<体制図>



■ サステナビリティに関するこれまでの取り組み

DBJのサステナビリティに関する取組は、戦後の経済急拡大による公害対策として1960年代に開始した。2001年には、本邦金融機関として初めて国連環境計画(UNEP)の「環境と持続可能な発展に関する金融機関表明」に署名し、2014年に日本で初めてGRESBの投資家メンバー、2016年には日本では唯一のアドバイザリー・ボードメンバーに就任。2014年に本邦発行体として初めてグリーンボンド原則に適合したグリーンボンドを発行し、その後フレームワークの適格アセットを拡大しつつ、2015年からは毎年サステナビリティボンドを発行している。さらに、2016年には責任投資原則(PRI)に署名し、2001年策定の環境方針を発展させたサステナビリティ基本方針のもと、2017年にサステナビリティ経営室を新設した。また、2020年に赤道原則を採択し、2022年にはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)宣言に基づき、自社排出量Scope1・2に加え、投融資ポートフォリオの排出量Scope3を含めて、「2050年までの温室効果ガス(GHG)排出量ネットゼロ」の実現を目指すことを宣言している。

サステナブルファイナンス・ソリューションにおいては、2004年に企業の環境経営度を評点化する融資メニュー「DBJ環境格付」融資を世界で初めて開発して以来、「DBJ BCM格付」「DBJ健康経営格付」とメニューを増やすとともに、「DBJ-対話型サステナビリティ・リンク・ローン」やコンサルティングサービスの提供等、顧客との対話を重視したサステナビリティ経営の支援を推進している。また、2011年には「DBJ Green Building認証(以下、「GB認証」)

を開発し、これまで2,500件を超える認定を実施するなど不動産分野におけるサステナビリティ推進にも取り組んでいる。

さらに、日本政府による2030年度におけるGHG排出量の46%削減(2013年度比)、さらに2050年までのカーボンニュートラル実現、といった目標との整合のもと、第5次中期経営計画(2021年5月発表)において、気候変動への取組を含めた持続可能な社会の構築に向けた「GRIT戦略」を推進している。第5次中期経営計画における、総額13兆円の投融資目標(5年間累計)のうち、GRIT戦略による投融資金額は5.5兆円を目標としている。

<GRIT戦略>

- G - Green : 技術的に確立されたカーボンニュートラルに向けた取組
- R - Resilience & Recovery : しなやかで強い安心安全な地域・社会や産業基盤の構築
- I - Innovation : 長期的視点から事業化可能と評価できるイノベーションに関する取組
- T - Transition / Transformation : カーボンニュートラル等の実現に向けて、現在の事業基盤を前提として着実な移行に向けた戦略的取組

■サステナビリティ方針における「DBJ GRESB リンク・ローン フレームワーク」の位置づけ

DBJ グループは、企業理念に則り、顧客及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現することを目指しているが、その一環として、政府や地域、産業界への提言やナレッジ発信等を実施しながら、顧客との建設的な対話を推進することで、顧客の課題解決に向けたサポートのあり方を追求するという、エンゲージメント活動に注力している。そして、顧客への具体的なサポートとしてサステナブルファイナンスやアドバイザーサービス等を提供している。

不動産分野においても、GB 認証の開発・普及を通じ、業界のサステナビリティ分野の取組をリードしてきた。2024年度以降は、DBJ 出資先私募リートにおける資産規模とGRESBスコアの関係性分析の実施や、私募リート各社とのサステナビリティに関する対話を継続し、サステナビリティに配慮した不動産ポートフォリオの管理・運営への働きかけを行っている。今次策定する本フレームワークは、これまで実施してきた不動産分野でのエンゲージメント活動をファイナンスとして具現化するものであり、私募リート業界のサステナビリティ戦略の高度化と良質な不動産ストックの形成を促進し、持続可能な社会に向けた取り組みを発展させるものである。

3. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性について

本フレームワークは、サステナビリティ・リンク・ローン(以下、SLL)を構成する 5 つの要素(KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証)について、サステナビリティ・リンク・ローン原則(以下、SLL 原則)、サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(以下、SLL ガイドライン)が求める事項を満たし、SLL を通じて借入人のサステナビリティ向上を促すよう設計されている。

R&I は、GRESB リアルエステイト評価の日本における唯一の推奨パートナーである CSR デザイン環境投資顧問の意見も踏まえ、本フレームワークの KPI の重要性や SPTs の野心性を評価した。

(1) 対象とする借入人および KPI の選定

① 対象とする借入人および KPI の選定

借入人は運用期間 5 年未満の私募リートを対象とし、KPI は GRESB リアルエステイト評価のレーティングとする。

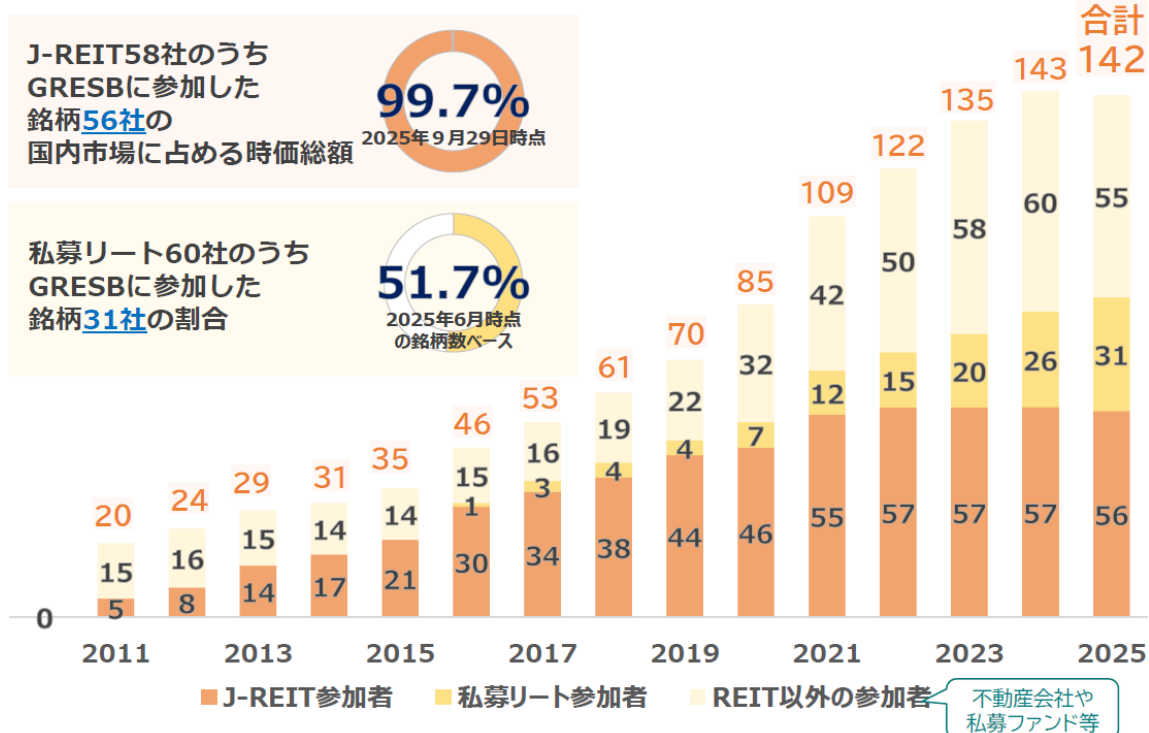
② KPI の重要性

GRESB は、実物資産(不動産・インフラ)を開発・保有・運用する会社やファンドを対象に、その環境・社会・ガバナンス(ESG)の進捗を測る年次のベンチマーク評価であり、またその運営組織の名称である。責任投資原則(PRI)を主導した欧州の主要年金基金グループを中心に 2009 年に創設された。GRESB リアルエステイト評価は、不動産の既存投資物件や新規開発・大規模改修プロジェクトでの取組みを評価する。評価項目および各項目の配点率等はウェブサイト上で公開されており、評価手法の透明性が確保されている。

GRESB 評価の目的は、不動産・インフラ企業および資産のサステナビリティ・パフォーマンスに関連する最も重要な ESG データを収集することとされている。投資家は、このデータとそこから得られる知見を活用して、不動産・インフラ企業が様々なリスクにどの程度さらされているかを評価し、優れたパフォーマンスを示す企業への新たな投資機会を特定することができる。GRESB 評価は、その目的に合致するよう、独立して所有・管理されている GRESB スタンダードに基づいている。GRESB スタンダードは、GRESB 財団によって毎年見直される。見直しのなかでは、CDP、SASB(米国サステナビリティ会計基準審議会(Sustainability Accounting Standards Board))、GRI(グローバル・リポーティング・イニシアティブ(Global Reporting Initiative))、PRI(責任投資原則(Principles for Responsible Investment))といった他の重要なフレームワークやスタンダードの内容を確認し、それらとの整合を把握している。これにより、GRESB 評価は毎年進展・出現する重要な ESG 課題を網羅し、対処している。

2025 年の「GRESB リアルエステイト評価」には、グローバルでは 2,382 者、日本からは 142 者が参加し、評価を受けた。グローバルの中で日本は、米国・英国に次ぐ参加者数第 3 位となっている。特に、J-REIT 市場での参加率は 99.7%(時価総額ベース、2025 年 9 月 29 日時点)に上り、私募リートの取得者数も年々増加している。2022 年の GRESB によるグローバル調査では、調査対象の投資家の 75% は、年次 GRESB 評価への参加を要請するために運用会社と積極的に連携しており、投資家の約 3 分の 1 は参加を義務付けている。GRESB リアルエステイト評価は不動産サステナビリティのベンチマークとしてグローバルスタンダードとなっている。

■日本のGRESB参加者数推移



不動産を保有・運用する参加者向けの2025年版GRESBリアルエステイト評価の構成要素と配点は以下の通り、GRESBのウェブサイトで公表されている。レーティングは、算出された得点の評価者における相対評価で、五分位位置に基づいて決定される。得点が上位20%の企業は5スターの評価を受け、下位20%は1スターの評価となる。2026年以降の変更点として、エネルギー消費量やGHG排出量などのパフォーマンスがより重視される方向性が示されている。

マネジメント・コンポーネント (配点の3割)	リーダーシップ	7.0%
	ポリシー	4.5%
	レポートイング	3.8%
	リスク管理	4.8%
	ステークホルダー・エンゲージメント	10.0%
パフォーマンス・コンポーネント (配点の7割)	リスク評価	9.0%
	目標	2.0%
	テナントとコミュニティ	11.0%
	エネルギー	14.0%
	GHG	7.0%
	水	7.0%
	廃棄物	4.0%
	データに対する第三者レビュー	5.5%
グリーンビルディング認証	10.5%	

“The Illustrative KPIs Registry”(以下「レジストリ」)¹では、リートを含む不動産セクターにおいて、サステナビリティに関連するテーマのなかで「気候変動(温室効果ガス排出とエネルギー)」が最重要と位置付けられている。具体的な指標として、ポートフォリオに占めるZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)、ZEH

¹ ICMA(国際資本市場協会)が作成。セクターごととテーマごとに、ICMAのサステナビリティ・リンク・ボンド・ワーキンググループが推奨するKPIの具体例やベンチマークを示したリスト。

(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の割合」「スコープ 1、2、3(カテゴリー 15 を含む)の温室効果ガス排出削減量(㎡当たりの炭素集約度または絶対値)」がコア KPI として例示され、その他に廃棄物、水などに関する指標がセカンダリーKPI に挙げられている。GRESB リアルエステイト評価の構成要素はこれらのテーマを包含し、レジストリに照らしてみても不動産セクターに求められる ESG 関連の取組みを包括的に評価する内容である。以上より、GRESB 評価は融資対象とする私募リートにとって ESG 課題を反映する現時点で最善の指標といえる。

③ KPI の重要性を確認するプロセス

日本政策投資銀行アセットファイナンス部は、GRESB の評価項目・基準の改訂内容や各私募リートのスコア状況を継続的に把握し、融資対象である私募リートにとっての GRESB リアルエステイト評価の重要性を確認する。年に一度、原則・ガイドラインへの適合性について第三者評価を取得する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、借り手の現在、将来の事業において戦略的に大きな意義がある KPI を選定する体制が整っている。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs(Sustainability Performance Targets)は、GRESB リアルエステイト評価申込時点で運用期間 5 年未満の私募リートでは 3 スター以上、運用期間 5 年以上で 4 スター以上の取得とする。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点の組み合わせによって判断される。

A) 借り手自身の過去のパフォーマンス。実現可能な場合には、選択した KPI(s)に関する測定実績

GRESB は、不動産を保有・運用・開発する企業やリートに求められる ESG の取組み内容が高度化していることを反映し、毎年設問や採点基準を見直している。また、レーティングはグローバルな評価取得者のなかで相対評価により決定される。スコア取得者は ESG への取組みを継続的に進化させ続けなければ高いスコアを維持することはできない。設定されている SPTs は借入人である私募リートの過去実績によらず野心的な目標といえる。

B) 同業他社と比較した場合における SPTs の相対的位置付け、若しくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置付け

グローバルなスコア取得者のなかで、4 スター以上は全体の上位 4 割以上、3 スターは上位 4~6 割の評価を得ることが求められる。これまで私募リートと J-REIT の取得スコアは、全体的に J-REIT の方が高い傾向にあり、4 スター以上のスコアを取得した私募リートの割合は小さい。私募リートは非上場であるため、ESG への取組みに対する投資家からの評価が投資口価格に影響しない点や、海外投資家からの投資が限定的である点は J-REIT と違いがある。3 スターは平均レベルの評価といえるが、ESG への取組みには時間とコスト、専門的に対応する人員なども必要となる。長期間取組みを行って

ノウハウを年々蓄積しているスコア取得者も多く含まれるなかで、運用開始から5年未満の私募リートが3スター以上の評価を取得した例は少なく、難易度は相当に高く野心的な目標といえる。

- C) 科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式目標の体系的な参照、若しくは広く認知された利用可能な最良の技術やESGテーマ全体に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照

GRESB スコアについて、国・地域・国際目標は特に定められていない。

③ SPTs の妥当性を判断する社内プロセス

日本政策投資銀行アセットファイナンス部は、GRESB の評価項目・基準の改訂内容や各私募リートのスコア状況を継続的に把握し、SPTs の野心性を確認し、年に一度、原則・ガイドラインへの適合性について第三者評価を取得する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、ローンの期間中を通じて関連性があり、野心的な SPTs を設定する体制が整っている。

(3) ローンの特徴

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は元の金利に戻す。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は借入人と締結する契約書類に明記される。

SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLL 原則や SLL ガイドラインが求める要件を満たしている。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年1回、融資実行時に締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況を日本政策投資銀行に報告する。報告にあたっては、SPTs の達成状況について確認可能なエビデンス資料を提出する。レポーティング内容は借入人のウェブサイト等で公表することで、透明性を確保する。

(5) 検証

GRESB リアルエステイト評価は独立した外部機関である GRESB の評価であるため、検証は不要である。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。